

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例（平成18年6月制定）

(1) 目的

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献する。

(2) 基本理念

- ア 良好な環境を次世代に引き継ぐ
- イ 環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く
- ウ 事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める

(3) 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。

また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができる。

(4) 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、その結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者提供に提供する。

(5) 練馬区環境審議会の設置

区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するため、区長の附属機関として設置しています。

委員の任期は2年で、区民、事業者、学識経験者等の委員25人以内で構成しています。

令和7年度は3回開催しました。

※令和6年度から、脱炭素社会実現に向けて取組の実効性を高めるため、「環境審議会」と「循環型社会推進会議」を再編・統合しました。

2 ゼロカーボンシティ宣言

区は、令和4年2月、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

3 練馬区環境基本計画 2023（令和 5 年 9 月策定）

(1) 策定の背景、位置づけ

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して総合的な環境施策を展開するため、令和 5 年 9 月に「練馬区環境基本計画 2023」を策定しました。

本計画は、「練馬区環境基本計画 2020」「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合した区の環境の保全に関する総合的な計画であり、今後、概ね 10 年間の区の環境施策の方向性および重点取組を示しています。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

(2) 計画期間

令和 5 年度から令和 14 年度まで

(3) 計画の目標

2050 年 CO₂ 排出実質ゼロという長期目標に向けた中期目標として、「2030 年度までに、区内 CO₂ 排出量を 2013 年度比 46%削減」としています。

施策を、エネルギー、みどり、清掃・リサイクル、地域環境の 4 つの分野に分け、それぞれに目標および指標を設定し、PDCA マネジメント手法により、毎年度点検・評価および見直しを行っています。

令和 7 年度の進捗状況は以下のとおりです。

分野	目標	指標	目標値	実績
エネルギー	区民とともにエネルギーの脱炭素化を進める	カーボンニュートラル化設備設置等補助による CO ₂ 削減量（累計）	2030 年度 17,080t-CO ₂	11,284 t-CO ₂
みどり	練馬のみどりを未来へつなぐ	練馬のみどりに満足している区民の割合 ※1	令和 30 年度 80% ※2	-
清掃・リサイクル	ごみの減量・資源化により循環型都市を目指す	区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量 ※3	令和 8 年度 443g 以下	418.6g
地域環境	みどり豊かで快適な地域環境をつくる	区内の雨水流出抑制対策量（累計）※4	令和 19 年度 725,000 m ³	642,676 m ³

※1 練馬区みどりの総合計画（令和 6 年 3 月改定）に基づく令和 30 年度までの目標値

※2 みどりの実態調査において 5 年ごとに調査される項目（次回は令和 8 年度）

※3 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）に基づく令和 8 年度までの目標値

※4 練馬区総合治水計画（令和 3 年 3 月）に基づく令和 19 年度までの目標値